

平成 20 年 度 第 9 回

八王子市スポーツ振興審議会
新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会
会議録

日 時 平成 20 年 12 月 17 日 (水) 午後 7 時 00 分
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

第9回スポーツ振興審議会

新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会日程

- 1 日 時 平成20年12月17日(金)午後7時00分
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
1. 基本方針・基本計画策定をまとめるにあたって残されている課題
 2. その他

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	澤 本 則 男
	西 澤 敬 司
	丸 山 正
学 識 経 験	和 田 喜久夫
公 募	川 井 昂
	鴨 川 康 史

【午後7時00分開会】

澤本委員長 きょうは、暮れの忙しい中、また、足もとのお悪い中を御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、第9回の「新体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会」を開催いたします。

ただいまの委員数は5名です。長田委員と浪越委員と野口委員からは欠席の連絡がありました。丸山委員は、きょう出席ということになっておりますので、どちらにしましても過半数に達しておりますので、本会議は有効に成立しております。

本日は、前回に引き続き、「残されている課題」のうち、運営面について御議論をいただきます。

資料は、お手元に配付のとおりです。事務局から、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

前は、たくさんヒントをいただくことができました。ヒントをもとに、資料をまとめたつもりでございます。

それから、運営面につきましては、6月までにご審議いただいた施設面と違いまして、どこかで切るということができない、それにやっと気がついたんですけども、施設の場合は、切って切って積み上げていくことができるんですが、運営の場合は、例えば予約の方から入ったら、では一般開放はどうなんだ、それから市民体育大会はどうなる、必ずリンクしてまいります。輪になっているものですから、なかなか切るのが難しいという形にやっと気がつきました。それで、今回はちょっと各論部分からお話をさせていただきまして、どのみち輪になるのであれば、細かいところから入って最終的に輪にしようと、そういう形で考えております。

それではまず、資料の右肩に番号が振ってございますが、1、これから説明させていただきたいと思います。

施設の予約ですとか優先順位、あるいはどういう大会にどういう施設を割り振る、そういうことを考えるに当たりまして、どうしても市民体育大会、これをどういうふうに扱っていくか決めませんと、考えることができないということに気がつきましたので、まずは細かい部分、各論の部分から、この市民体育大会をどうやっていくか、ここについて議論をさせていただきたいと思います。

まず資料ですけれども、開会式、それからあとは各種目ごとの現在の実態を表にしたのが左側でございます。それに御議論をいただく中で、右側に案を文言で表記させていただいております。

では、それぞれ説明させていただきますが、まず、開会式。一番上、太い字にしてあるのは、これは、これで決めていいのではないかと思いますので、こういう太い字にさせていただきましたが、開会式は、オープニングセレモニーとして、どういう会場がふさわしいか、これを考えた場合には、当然、新しい体育館のメインアリーナ、全団体が集まりますので、ここを優先的に使っていただく。これでいくべきであろうと考えております。

それから後の部分です。各種目のところなんですけれども、種目に応じて、いろいろな特性

がございます。それで、その特性に応じた形で施設を割り振りませんと、なかなかうまく予約の優先順位もつけることができないということで、まず、市民体育大会が1日で済んでいる種目がございます。それが上の方、大部分ですね。それから、競技者、団体が多い種目につきましては、2日以上かかっております。それが下段の方に並んでおります。

それで、まず種目ごとに御説明いたしますが、剣道につきましては、現在、主競技場それから第1から第3会議室、これを使いまして、大会を行っております。ただ、剣道の場合には、前日の夜も、いろいろ使うことがあって、主競技場、それから第1から第3会議室を押さえている。フェンシング、ダンススポーツについても同様です。フェンシングの場合は、主競技場と第3競技場だけ。ダンススポーツについては、今の体育館全館を借り切ると、そういう形になっております。それから、柔道、少林寺、ミニテニス、なぎなた、合気道、弓道と、このあたりにつきましては、それぞれ、その特性に応じた場所を使っておりますが、これについては、大会当日のみしか施設は使わないという形になっております。それから体操。体操につきましては、器具の問題がございますので、今のところ分館でやっていると。ただ、聞くところでは、分館のほかに、どこか学校の体育館も借りてやっているということでございます。それから空手、居合道、武術太極拳、この三つにつきましては、甲の原体育館をメインにして使っているということです。ここまでは、一つの体育館で済んでいる固まりです。その下、卓球につきましては、競技人口が多いということで、1日で大会は済んでいるんですが、主競技場と分館競技場の2つを同時に使っているということです。それから、2日以上要する種目ですけれども、バドミントン、バレーボール、バスケットそれからフットサル。これが2日以上を使ってございます。バドミントンの場合は、卓球同様、一遍にたくさんの試合をこなす必要があるので、主競技場と分館競技場、これを使って2日間です。それから、バレーボールについては、主競技場と、それから分館競技場、あと甲の原体育館の第1体育室、これを使って、その備考欄のところに書いておきましたけれども、主競技場2日、甲の原を4日、主競技場2日の場合には、甲の原もセットになっています。それから、バスケットの場合は、主競技場と分館競技場、それから甲の原の第1体育室ということで、分館を4日、甲の原を2日、さらにミニバスで主競を1日使っていると。フットサルについては主競技場を3日間使っていますが、そのうち2日間は土曜日ですので、半日ということですね。

それが概略でございますが、では、それをどういうふうに割り振っていくのかという部分ですが、まず、右の文言の部分を見ていただきたいんですが、市民体育大会会場の基準(案)ということで、一番上ですね、大原則は基本的には現状を踏襲していただく。すなわち、1日で主競技場だけで済んでいるような大会については、既存の施設、今までどおりにやっていただく。ただ、それで会場不足が起こっているわけですから、新体育館を会場とする競技についてはどうしていくのがいいのかというのが、その2番目でございます。

先ほど説明しましたとおり、(1)で、開会式については新体育館のメインアリーナを使っていたらこうと。その次が、個別の事項になります。以下の項目に該当する場合は、新体育館のメインアリーナを使っていたらこうと。ここは、メインと特定させていただきました。というの

は、そこ に理由を書いておりますが、二つ以上の体育館を使用している種目、すなわち、表の方でいけば卓球より下ですね、ここは二つ以上の体育館を使っております。その種目のうち、メインアリーナを使用することで既存の施設を二つあけることができる。そうすると、一遍に二つの競技場がふえますので、それについてはメインアリーナを使っていただくことで、ほかの団体の場所をあけていただくということです。これに該当するのは、今のところ卓球とバドミントン。卓球とバドミントンは、メインアリーナに全部収容し切れませんので、卓球とバドミントンがメインアリーナを使えば、一遍に分館競技場と主競技場があきます。

それから2番目、 の部分ですが、大会日程が2日以上にわたる種目、下のバドミントン以下の部分ですね、この種目のうち、大会日程を短縮できる種目、これについては日程が減ることで別の館をあけることができますので、これについてもメインアリーナを使っていただく。具体的に言いますと、下の方、点々で現状と書いてある、点線で囲ってあるところが右の下の方にございますが、バスケットのところを見ていただきたいんですが、バスケットは、現状では主競技場でも分館競技場でも2面しかとれません。ところが、市民体育大会レベルで考えますと、メインアリーナを使いますと3面とれます。したがって日程を詰めることができますので、バスケットについてはメインアリーナを使ってもらっていいのではないかとということです。

それから、バドミントンと卓球がメインアリーナを使えば、どうして一遍に二つあくのかという根拠ですが、備考欄の下の方を見ていただきたいんですが、卓球、バドミントンのところに矢印で書いてございますが、メインアリーナは、今2,700平米を想定してございます。そうした中で、現主競技場が1,540平米、分館競技場が1,177ということで、足すと2,717、ほぼ2,700平米です。ですので、卓球と、それからバドミントンについては融通がききますので同じ面積があれば収容できるであろうということで、ここについては一遍に二つの施設をあけることができるからメインアリーナを使っていたきたいというのが、この提案でございます。ただ、無制限というわけにはいきませんので、その右のところの(3)番、それに該当する種目であってもメインアリーナを使える日数は最大2日とする。ここに縛りをかけたいと考えております。基本的に卓球の場合は1日で終わってしまいますので、メインを使えば1日で終わってしまいますので卓球は問題ないんですが、バドミントンの場合は、どうしても2日必要になります。メインを使っても2日必要になりますので、バドミントンを基準に2日と。バスケットの方は2日では処理はできませんが、バドミントン並みが限界かなということで、最大2日ということにさせていただいております。

それから(4)番ですが、市民体育大会においては、メインとサブ両方を使うことは認めない形。というのは、それだけ施設を、空きをつくりたい、空きをつくるためにメインアリーナを使ってもらうことに提案してございますので、メインとサブを両方使って施設が使えないのではもともともないということで、両方は使えないというのが(4)の提案です。

それから(5)番サブアリーナですが、既存施設の使用日程がバッティングした場合、新体育館のサブアリーナを使える。そうしないと、大会の会場不足で新しい体育館ということで考

えているわけでございますので、この規定がなければ何の意味もないということになります。ですので、既存施設の使用日程がバッティングした場合にはサブアリーナを使う権利が生まれる。ただし、バッティングしたどちらが主競を使って、どちらがサブアリーナを使うのか。これについては、日程調整会議の中で調整していただいて、どちらが新体育館のサブアリーナを使うのにふさわしいか、それは日程調整会議の中で決めていただくということです。

それともう一つ、新しい体育館・サブアリーナには、親子がお互いの顔を見ながら親子ともに安心できるというキッズルームを想定してございますので、例えばママさんバレーとか、そういったことでキッズルームを使う必要があると。それが明らかに必要性があると認められる場合であれば、それはサブアリーナを使っていただく。これは、バッティングとか、そういう問題ではなく、キッズルームという観点から、その種目は使えますよということです。

それから7番目、これは土曜日利用の奨励の意味で入れたものでございますが、土曜日に試合を行う場合には、新体育館のサブアリーナまたはメインアリーナを使うことができる。できるだけ土曜日に消化することで、土曜日は日程に空きがありますので、そういった形で消化していただいだけませんかということです。ただ、メインアリーナについては、いろいろなものに使いたいという部分がありますので、原則はサブアリーナですよということです。

それから既存施設を使用する種目として限定したのが、先ほど説明しました、前日の夜から市民体育館を使う種目。剣道、フェンシング、ダンススポーツ。これについては、前日からということになりますので、今までどおり現市民体育館を使ってくださいということです。

それと、4番目、これは御議論いただきたいんですが、市民体育大会として体育館を使用できる大会は、大会参加者の何割以上かが八王子市民であること。これを御提案したいと考えております。それはどうしてかと言いますと、ダンススポーツの備考欄を見ていただきたいんですが、ダンススポーツの場合、八王子市民体育大会という冠は乗っておりますが、その実態が関東圏の大会になっているということで、八王子市民が15.9%しか、309ペアのうち49ペアのみが八王子市民でございます、61回大会の実績ですが。そうした中で、本当に市民体育大会と言えるのかという問題がございますので、市民体育大会は市民体育大会、それからその関東圏の大会は関東圏の大会として、関東圏の大会はメインアリーナで使用料を支払って開催すればよいのではないかというのが、こちら側からの提案でございます。

それで、またもとに戻るといふか、個別の種目にいきますけれども、柔道、少林寺、ミニテニス、ここについてはくりましたが、これについては、現状どおり、原則の1番、現状踏襲という部分で、これについては問題がないのかなと考えております。これ、私の独断ですので、ここについて、これに問題がないかどうか、ちょっと教えていただきたい。それから、なぎなた、合気道については、主競を使っておりません。それは、主競が混んでいるから使っていないかどうか、そこについて検討していただきたい。もしも、主競があいてないからそこという話であれば、主競があげば、そこを使っていただくのが筋だろうと思います。弓道については、現状以外にやりようがないので。それから体操ですね、体操は、器具が分館にあるからということが大きな理由ですので、例えば新体育館に体操の器具が移ったとなると、そのときには新

体育館を使っていたかどうかと、そういうふうに考えております。それから空手、合気道、武術太極拳ですね、これもなぎなたなどと同じように、本当に甲の原でいいんですかという部分です。もしかしたら、本当は主競でやりたいのに、主競が混んでいるから甲の原で開催している、そういう可能性があるのではないかということです。あとについては、説明させていただきましたので、その右側の点線の下も、こういうふうに動かせば、これだけあきますよという例示ですので、後でお読みいただければと思っております。

資料1については以上でございます。

澤本委員長 事務局の説明が終わりました。委員各位のお考え、御意見をお願いいたします。

その前に、ちょっとこの資料に、事務局にお伺いしたいんですが、フェンシングのところの主競技場になっていますけれど、私の記憶では、これ主競技場を使ってないと思いますけれどもね。これは、ぶち抜きでやっているはずですよ、3、4競技場のあたり。分館だったですよ、これ、違いますよね、たしか。主ではないです。

それと、さっき、なぎなたと合気道が大きな場所でやりたいのではないかということだったんですが、実際は、人員の問題で、なぎなたも、ちょうどいっぱいいっぱいというところで、合気道はちょうどいいくらいではないですかね、見た感じが。3、4競技場をぶち抜きでやっているのを私見学に行くんですけど、なぎなたも、2、3、4競技場なので、人数が少ないから、今のところは間にあってそうですけれど、ふえればああいう、大物を振り回すから、甲の原くらいでもいいかなという。何が何でも主競技場を使うというほどの人員ではないということですね。市民体育大会については、さっきの絡みますけれど、八王子の市民がどのくらい入っているかという、さっきの4番の問題に絡んでいきますから、それを締め込んでいくと、なおさら規模が小さくなる可能性はあるんです。空手なんかは、集めれば幾らでも集まるんですが、市の大会なので危険性があるということで、ころ合いを見計らっているのも、これも、今のところでちょうどいいかなぐらいなんです。ただ、問題は駐車場の問題が甲の原があるのでという問題もありますね。武術太極拳についても、ちょっともう狭くなったかなという感じはしますね。300人ぐらい来てますよね。結局、これも車の問題が絡んできて、甲の原を使う場合には、どうしても駐車場が狭いので、その辺も、場所の問題と会場以外に駐車場という、近所に迷惑をかけるので、その辺のところも考えて。そうかといって主競技場をやるとだぶだぶになってしまうし、甲の原でちょうどいいかなというところもある。すれすれのところがあるんですね、これ、どうも大会は、さっき言った、2日以上要する種目というのは、確かにこの種目。この人たちが大きなところでやってくると、この分だけ必ずあくわけですから、たっぷりコマは生まれると思うんですよ。

それともう一つ、市民体育大会では、一つの種目がメインアリーナとサブアリーナの両方に同時に使うことはできないというのですが、それこそ、バスケットとかバドミントンとかバレーボールなんていうのは、これ、一遍で済んでしまうのではないですかね、これ、あけると。
事務局 バレーボールが一番問題なんです。というのは、大きな大会ができる配置ですと、それだけ余白をとらなければなりません。バレーボールは穴があります。ですので、余計な

穴はあけることができませんので、バレーボールの場合は面数をふやせないんです。そこが最大の問題なんです。ですから、バスケの場合は、まだ線を引いて、あとはゴールを持ってくれば済むので、バスケの場合は面数をふやせますので、バスケの場合には、メイン、サブ、両方という可能性も確かにございます。ただ、それでも消化し切れないんですね。バスケの場合は、そういう形で5面とったとして、5面とって、では何日縮められるかという部分がありますので。

澤本委員長 悪いんですけれども、バスケが一番よく食うんですよ、場所を。7日ぐらいとってしまうんですよ。7日とられてしまうから、よその団体が使えないので、バスケを大きなところに入れてしまえば、7日をどうやって絞り込むかという。

事務局 そこについては、もう一度検討して、シミュレーションして、どれが一番効率的か探したいと思います。

澤本委員長 ですから、(4)のように、もう決めてしまって、市民体育大会ではメインアリーナとサブアリーナを両方に貸すことはできないとしてしまうと、今言ったように、例外的に使える競技もあるので、こういうふうにしてしまう、バレーは使えないとしても、違う競技で、日にちをたくさん食っているところをなるべくここに詰めてしまえば、皆さんが楽になるという。そのために、たしか、これつくっているんですよ、この体育館というのは。これ、4のところは、ちょっと考えてみてください。

それから、(6)のところで、キッズルームを必要とする、認められている大会の場合って、この間キッズルームでも、私は反対したはずなんですけど、どうしても役所側はキッズルームは、いろいろな問題が含まれているので、キッズルームは必要だというのは、そこまではしょうがないから認めましたけれど、こんなことをしたら、これを理由に借りられますよ。では、理屈で言ったら、3人でも4人でも、では、キッズルームを使うからと言ったら、これを逃げて使える手が出てきますよ。キッズルーム、うちは子どもが、うちだって空手でいえば、子どもたくさんいますからね。そうしたら、子どもキッズルームに入れたいということになってしまって、優先権が出てきたのではないですか。

事務局 これは、要は日程調整会議の中で認められるかどうか検討していただきたいと。

澤本委員長 だから、このキッズルームを、何か、私とすれば、無理やりつくったように感じるんですけども、それを活かすために、こういう決めをつくるのはいかがなものかと思うんですよ。あくまでも、そういう一般的に子どもたちが出場する、あるいは保護者が出場する大会であれば、どの競技もキッズルームは必要と主張できる。多分、子どもを連れてくる競技とは、もういろいろな競技が出てくると思いますよ、これ。そうしたら、これが要領のいい人だと、キッズルームを使って優先権というのをとる可能性はありますよ。

事務局 繰り返して申しわけございませんが。ですので、行政がかむと、そのところは難しい部分がございます。日程調整会議の場で、皆様の方で、それは本当に必要なものというのを決めていただければ、ちゃんと本当に必要なものだけが使えることになるのかなと。

澤本委員長 例えば、ではキッズルームに子どもを何人入れればオーケーとかやらないと、例

えば、極端な話、一人でもキッズルーム利用は利用ですよ。そうしたら、これは、ではうちはキッズルームを使うんだから、アリーナを使いますねというふうに、これ優先権はないんだろうけれど、キッズルームを使う人はサブアリーナを使用することができるとは書いてあるけれども、何となく、これ優先的だと、とろうと思えばとれますけれどね。キッズルームを、あえてそうやってピックアップすると、無理やりつくっているからと、私は、腹を読んでは悪いんだけど、そういうところをいかにも出てきているような、キッズルームというのをピックアップしているんでね。これは当たり前。皆さんの意見では、キッズルームは必要であるからつくったものであって、これを条件の中に入れる基準にはないような気がしますけれどね。だって、皆さん、この間、私が一人で反対したんですけれども、皆さんの意見では、子どもが必要だし、それからたしか、キッズルームのけがについては、だれが責任を持つんだと。そうしたら、何か、そういう専門家を雇って、そこの子どもの面倒を見る、将来、部長の意見は、そういうことも考えていますと言ったんだけど、では、これについてのけがのメンテというか、けがは、故障はどうするんですかということになりますよね。余りキッズルーム、キッズルームって言ってしまうと。どうなんですか、これ。

事務局　けがとか、それは自己責任ですので、基本的に、キッズルームの中にはけがをするようなものは置きませんから、それについては自己責任で対応していただく。各団体の責任のもとに対応していただくということですね。ここに書いてあるのは、あくまでも優先権ということではございません。ただ、どうしてもそういうものがあるのであれば、せっかくそこに、そういうものをつくるんだから、そういう、どうしてもキッズルームを使わなければならないと皆さんが認めるものであれば、それはサブアリーナを使っていただきましょうと、そういう趣旨でございます。

澤本委員長　そのキッズルームを使用する必要があると認められる大会の場合かというと、認められたら、どうも言葉の裏に新体育館のサブアリーナは使えますよというふうにも解釈できますよね、これ。

事務局　ほかにないので、ほかにない、キッズルームがあるのは新体育館のサブアリーナだけなので、ですから、それがどうしても必要だと、それも日程調整会議の中で、皆さんがそれはしょうがないだろうと認めたのであれば、それはキッズルームがある施設はそこしかないの、それは新体育館のサブアリーナを使っていただくのが正しいのではないかと、そういうことです。

澤本委員長　さっき言った、けがも、中に物が置いてないといっても、けがというのは、子ども同士遊んでいてけがするんですよ。押してしまったり、足がひっかかってしまったり。これは、キッズルームに入れるというのは、小さい子を入れられているわけで、このキッズルームというのは、子どもをそういうところで保護していく場所でしょう。

事務局　大会ですので、当然、役員がそこにつくものと、こちらは想定しています。

委員　キッズルームのあり方は、体育館によって違うんですね。この間、三重県の津の体育館については、フロアにガラス張りで、そこを使用しますかというのを、まず聞かれるんです、

申し込んだときに。そのときに使用しますということにすると、その団体の責任によって、すべて管理してくださいと。だから、体育館側は一切手を出さないよ、場所だけ貸すよ。中の事故については使用者側の責任ですよというのが書いてあるんです。もう一つの形式は、完全に別な場所にある体育館の場合、ここでは、例えば職員がいるところもあります、そこに。この時間、あいてますよというので、お母さん方が下にいる場合でも職員が対応できるような施設もある。今回の場合は、完全に、まだ設計していないからわかりませんが、フロアから隣接して中が見えてということであれば、貸出の際に使用しますかしませんか、する場合については、条件を付与することで、それは、けがとかは解決できますよね、一つは。今言った、売りに見えてしまうというのは、私も感じます。こう書いてしまえば、今、澤本委員長言われたように、では、子どもいっぱい連れていくから優先的にしてよと言われたときに、だめという理由が、ちょっと難しいかな。調整会議で、どうしても使いたいのがバッティングしたときに、では子どもが20人ぐらい来るから優先、認めてよと言われたときに、ノーが言いづらくなるのかなというふうに感じます。どの程度、三つのフロアで緩和されるかわかりませんが、余り売りというか、言葉に出しておかない方がいいのかなと。ただキッズルームの使用の場合には、使用者側のというのを逆に前面に出した方がいいのではないかなと思います。

澤本委員長 ほかに御意見ありますか。

委員 娘がつい先週、インディアカの大会で、子ども3人連れていったらキッズルームがあって、そこへ預けたそうです。そうしたら、そこにボランティアのおじいさん、おばあさんがいっぱいいて、子どもの数よりボランティアの方が多かったそうで、預かってもらって、1日、でも子ども一人1,000円取ったそうですよ。僕も、それはいいなと思ったんだけど、もしも、そこでおじいさん、おばあさんが何かの弾みに子どもにけがをさせたら、だれが責任をとるのかなと思うんですが、今おっしゃるように、駐車場と同じで、駐車場の中の事故は責任負いませんよということになると、本当に預けた方の責任だけでやるしかないですよ。それもキッズルームというのではなしに、本当の、隅っこだそうです。私見てませんからわかりませんが、こういうふうにはキッズルームという名前をつけてなかったそうです。ですから、なかなか難しいと思いますが。

澤本委員長 今、けがについては自己責任ということで、それを明示するということが大体話はわかるんですが、では、サブアリーナのキッズルームは、ただそこにルームがあるということだけなので、あえてうたと、私も、さっきのを繰り返すようですけど、優先権が出てきてしまうようなイメージを抱く。つくった人はそうでないと思ってつくっても、実際読んだ私達が、そういうふうを感じるということは、それ以外に感じる人も出てくる可能性はあるというのは現実だと思うので、あえてキッズルームのことについては触れないで、逆に、けがについては一切、うちの方では責任持てませんよというふうなことを入れておいた方がいいのではないですか、基準として。と思いますけれども、いかがですか。

委員 キッズルームは安全でなければならないとは思いますが、もちろん、大会役員とか係の方がいて、団体責任、借りた場合には団体責任だと思うんですけど、これを全部なくすという

よりは、このキッズルームがあるので、ここまで明示するのはいいかわからないですけど、参加する立場で考えると参加しやすくなるというか、いい方にとれば、子どもは小さいけれど、ここで団体が預かってくれるので、どんどんどん、そういう小さい子がいても競技に参加できる人がふえるのも事実ではないかなというのはあるので、そのキッズルームが、一番上にキッズルームを使用する必要があると認める大会とぼんと出てますけれど、キッズルームもサブアリーナにはありますよくらいの何か書き方で。では参加、ここでやる大会であれば、私も行けるわとというのがあればいいなと思うんです。

澤本委員長 書く、要するにあるんだから、書く必要はないわけで、一目瞭然でキッズルームがあるんだから、これは利用できるのは当たり前なので、私はかえって誤解を生むような、書くよりも、使いたければ申請すればキッズルームは使えますよという方が、特別に何もキッズルームを、こんなにピックアップする必要はないと思うんですね。事務局、いかがですか。

事務局 キッズルームは、やはり、この前、とどろきの体育館見たときも、確かにあって、新しい体育館には、やはりどうしても私必要だと思うんですよ。確かに、会長さんのおっしゃっている危惧もわかるんですけども、だから一つの、言い逃れではないけれど、これを一つの理由として、確かに使われてしまうという危惧もわかるんですけども、解釈としては、そういうものも、キッズルームもあるよというスタンスを、やはり出さないわけにはいかないと思うんです。新しい体育館は、どうしても。これ、時の流れでぜひ必要なので、だけど、これをもって優先利用するというわけではないというのは、どこかでやはり言うしかないのかなと思うんですよ。

澤本委員長 当然、施設のパンフレットには、ちゃんと載ってくるわけだから。トイレがどこにあって、ロビーが何があって、キッズルームはここにあると言えば、使う人が見れば、これはキッズルームがあるとわかるじゃないですか、ここに一々書かなくても。それは、書いて、これが誤解を生じるような文章だったら、取り除いて、ガイドブックの中には必ず入れていけば、使いたければ使うと。

事務局 すみません、まず前提条件として、市民体育大会は既存施設です。既存施設でいって、それで既存の施設をあけることができるものにはメインアリーナを使っていただく。ですから基本的にはサブアリーナはないんです。バッティングしたときのみがサブアリーナなんです。ですから、そういうことと同じ考え方で、キッズルームを使わなければならないというものであれば、サブアリーナを使ってくださいと、そういうことで、ですから、優先順位ではなくて、まず、基本的にサブアリーナは使わないんです。

です。バッティングをした場合にはサブアリーナ。それから、基本的には既存施設。そうした中で、サブアリーナについては極力あける。というのは、サブアリーナは個人向けのものなので、既存の施設とメインアリーナで処理ができるのであればサブアリーナはあけると、そういう考え方です。

委員 その辺が、最初の、体育館の調整会議が、大分混雑していて、そもそも新しい体育館をつくってくださいという一番のものは、そこから出ているんですよ。大会が、とてもできな

いから、何とか新しい体育館をつくってくださいというところが出た。

事務局　ですから、メインアリーナを使う種目を決めて、メインアリーナで収容することで施設をあける。あけたところには、別の団体が入れるわけですね。さらに、それでもバッティングするのであれば、サブアリーナを使っていいですよということなので、ですから、基本的にはサブはそれほど、バッティングしたとき以外は使わないです。それで、さらにもう一つの条件として、優先順位ではなく、どうしても子どもさん、キッズルームを使わなければならないものについては、優先順位とかではなくて、そこにしかキッズルームがないからサブを使ってくださいと、そういうことです。

委員　それと、5番のサブアリーナの大会使用の要件中に6番があるということか。

事務局　その趣旨です。

委員　6番という数字を消してしまって、バッティングしたときにサブアリーナを使用することができる。新体育館サブアリーナで大会が行われる場合、キッズルームを使用できますよということでしょう。

事務局　ですから、バッティングした場合とは違うんです。切り離して考えていただきたいんです。キッズルームは、バッティングをした場合とは違うんです。ですから、メインアリーナと、それから現状の主競技場でたくさんコマを使うものをメインアリーナに移すことで、主競技場も分館も、かなりあきます。かなりあきますので、その部分で吸収していくのが原則。ですから、メインアリーナを使える種目を限定することで主競技場と分館をあける。それでもさらにバッティングする場合にのみサブアリーナです。ですから、基本的にサブは使われない、よほどのことがない限りは使われないと、そういう考え方です。ですから、それとはまるっきり別の問題として、キッズルームがあるのはここしかないの、キッズルームをどうしても使わなければならないと、そういうものであればサブアリーナを使ってくださいと、そういう趣旨です。

澤本委員長　ですから、5番で一緒にするというわけには、ちょっといかないということ。

委員　サブアリーナは、原則使わないんでしょう、大会で。

澤本委員長　どうしてもものときだけ使う。だから、今までの状態でやるけれど、日数をたくさん使う大会はメインアリーナに行ってもらえば、そこ、どかっとかくから、もっと緩和できますよと。それでも、どうしてもというときに、そこで出てくるんですよ。そこでキッズルームは出てくるんだけども。

事務局　キッズルームではなくて、サブアリーナが出てくるんです。

委員　キッズルームは、まだそこでは考えない。

澤本委員長　だけど、サブアリーナを借りたい人は、そこら辺で考えれば、子どもをだしにやる可能性はありますよと。

今言っているのは、今までの市民体育大会は今までどおりやってもらうのが原則ですと。だけど、随分場所をとったり、日にちをとる大会だけはメインでやれば、すき間ができますよということでしょう。すき間ができた中でも、市民体育大会がどういうふうに動いていくかわか

らないわけで、そこがもしも、どこかでバッティングした、5のところではバッティングしたとしますよね。そうすると、サブアリーナに、新しい方のサブアリーナに行ってくださいという条件づけができますよね。そのときに、うちは子どもがいますからという手が出てくるのではないですかと。

事務局　ですから、やはりバッティングのところと一緒にしてしまうと。

澤本委員長　ですから、私は、5と6は分けていいと思っていますけれども、その、どうにも振るいがかからなくなって、どうしても今の現状、交通整理がつかなくなってしまった場合、時々出てくるんですよ、体育館でも。くじ引きなんかやっていますけれど、そういうときに、ではしょうがないから個人開放のサブのところへ回しましょうよというときに、子どもがいた方が有利になってしまうのではないかなという、そういうことを、先を読んでいるわけです。だから、ここはあえて入れる必要がないのではないかなと思っています。流れはわかりますよ、今言っている全体の流れ。最初から、そこへ突っ込んでしまって、みんなで調整しようよという場所ではないという考え方ですよ。でも、いつかそういう場所になる可能性もあるわけでしょう。

事務局　これについては、そういう、今一定の結論というか、いただきましたので、それについて、また検討しまして考えます。では、これ、ちょっと宿題として預らせていただきます。

澤本委員長　なんか、流れの中でキッズルームを、どうしても、事務局は欲しいと言うし、皆さんも欲しいと言って、キッズルームの価値は、私もしょうがない、認めたくてですから、それでつくることになったので、それも場所がたしか移動して、みんなが見える場所に移動しようよという、たしか器具庫を予定していた場所に、見えるところにやるのが筋だということになったわけで、では私からすれば、それが当たり前だとすれば、一々こんなことを言う必要がないわけで、トイレがどこにありますかというのを聞くのと同じなので、目立つところに置いてあれば、こういう文句は必要ないと私は思いますけれども、事務局は、もう一回検討してください。

次、行きます。

一番大きな問題で、市民体育大会なんです、何割以上が市民であるかというところで、先ほど事務局の説明は、ダンスというところに一つ出ているんです。それは確かにダンスは十五、六%、私が見たら20%ぐらいだと思ったんですが、あと関東大会みたいなのを一緒にやってしまって、市民体育大会の中に、昔はテレビ局なんか呼んで大騒ぎしてしまって、その後、話し合いをしまして、市民体育大会と自分たちの、要するに公私を混同しないでくれと。私たちの大会、この市民体育大会は公的なもので、私たちから見ると、あなたたちの関東大会、東京大会という、これは私的なものですよ。公私は混同しないでくださいということになったので、そうすると、八王子のダンスをやる人が少ないというんですよ。少なくともいいではないですかと。少なければ少ない場所でやって、全国大会、東京大会、関東大会と大きなのは別枠でとればいいのかという話、この話の一つの4の中に入っていると思うんですが、逆に、居合とか合気道というのは、今度は小粒過ぎてしまって、これは大き過ぎてしま

って迷惑をかけています、ダンスは。ところが逆に、うんと小さ過ぎてしまって、市民体育大会も、2割ぐらい八王子で8割ぐらいよそでないといけないのは、居合とか合気道なんです。それは、やはり市民体育大会の意義の中に、スポーツの振興とともに近隣と仲よくするというところも、コミュニティーの振興みたいなものの中に、拡大解釈すれば、では日野の大会のときに、こういう、一つは助け合いですから、日野に八王子の人も行くんですよ。お互いに、相互に助け合ってやっている大会なんです、こういう小さいのは。これを市民の割合が何割以上とすると、これ、すごく難しいです。小さくてどうしようもなくてできない、市民だけでは成り立たないから何とかよそを呼んできてやる。ダンスはそうではなくて、はなからもう、テレビ局を入れて、この場所を上手に活用してしまおうというのと二種類あるんですよ、市民がたくさんいない団体というのは。

私も顔をいつも出しますけれど、あいさつなんかに行きますけれど、私は、体育協会の中でも話したんです。こういうの、ちょっと割り振り悪いからどうなんだろうねと言うと、もう真っ向に反対してきますよね、その連盟は。おれたちだって、よそへ行ったし、お互いに助け合いなんだから、それでだんだん大きくしていけばいいだろうというような考え方なんです、小さい方は。居合とか合気道は。ダンスの方は、また全然違う考え方。でも、4の項目に上げられるように、筋論でいくと八王子市民体育大会に市民がいなくて何なんだと。少なからず1団体に大会開催委託料が出るわけですよ、すずめの涙なんですけれど。でも、それは税金なんですよね。こういう大会、恐らくそれにちょっと足せば、居合や合気道はできてしまうなど見ているんです、その大会経費。ところが、ダンスとか大きくなっていきますと、もう50万から100万かかりますから、はっきり言って6万円ぐらいの負担なんです、市からの負担がね。ところが6万円ぐらいの負担では、はっきり言ってすずめの涙で、大体の大会は。ところが、こういう小さいところになると、ちょうどいいぐらいのお金になってくる。そうすると、そこを焦点に当てると、そこに税金を使って、どうして集まるんだということになってしまうと、こういう割り振りを、何割以上が市民であるということをやわらざるを得ないかなとも思うんですが、ここは委員長ではなくて体育協会の立場としても、すごく困っているんですけれど。

委員 料金設定なんだけれども、現状は区別してないんですよ、市民であるか、要するに日野市民であっても、料金は同じですよ。これが市民と、要するに近隣の方と料金設定が変わってくると、この問題がにわかに出てくるんですよ、当然ながら。

澤本委員長 これは、市民体育大会だから、場所は市が借り入れて、料金はただなんですよ。問題になるのは、在住・在勤・在学の人となると、日野の人も出られるんですよ、この学校があれば。八王子市民でなくてもいいわけですから、このすみ分けがなかなか今度は、市民である者とするというところが、すごく難しくなってくるんですよ。一々調べるわけにもいかないし、私は八王子に勤めてますよと言われてたら、もうそれまでなんでね。

事務局 このヒントというか、ちょっとわからないんですが、基本的に委員長に教えていただいた、なぎなたですとか、居合とか合気道、そういったところ、また子どもに限って言えば、非常に八王子市民が多いんです、恐らく。ですので、ダンスについて言うと、大人も子どもも

ほとんど同じような割合になっているのかなと。

澤本委員長　ですから、このところ、この問題は、すごく時間がかかるかもしれない、何割以上が八王子市民であることと決めるのは。問題は、場所の使い方のところに来ているわけで、今言った、ダンスを市民体育大会用に必ず集めてもらって、その他のところでなぜこういうことをするかと言うと、今まで場所がないから、安定してとれる場所は市民体育大会なんですよ。でも、こんなふうに、ぱっと、延べに場所は広げれば、二つに分けて欲しいと言ったって、嫌とは言わないはずなんです。今までは、否応もなく確実にとれる市民体育大会で10月のうちにとってしまえば、11月の調整会議で使えないということはない、危険性がないからやっているのであって、11月の分も十分とれますよとなれば、これは多分、この割り振りは、ちょっと待ってもらわないといろいろな問題が出てくるので。要するに、うちの方でもダンスは二つにすれば場所の問題はクリアするんですよ。

事務局　これは一つの御提案でございます、今、事情は委員長の説明でよくわかりましたので、基本計画あるいは基本方針をまとめる段で、問題提起のような形をとらせていただければ。

澤本委員長　問題がちょっと大きいのでね。

委員　参考までに、八王子とか日野とか、多摩地区の場合は、割と市民というのがある程度わかるんですよ。都心部の区なんかは、それこそ国際大会ではないけれど、いろいろな人が入って、例えば港区だったら、神奈川県から千葉県まで人が入ってやっているのね。だから、その辺がちょっと難しいかなという気がするんだけど。ただ、八王子なんかの場合は、厳密に言うと、どうするのかわからないけれども、市民であるかないかと、何かで身分証明が何かわかりませんが、何かそういうものがあれば一応区別はできるけれども、なかなか在学とか在勤となると、なかなか難しいので、ある程度しかできないと思う。大体、申告をしてもらって何割ぐらいは市民ですよというのが、例えば半数以上市民がいればいいよとか、そのぐらい緩やかなものでないと。個人ならできますよ、個人だったら、市民か市民でないかわかるけれども、大会という、なかなかその辺難しいので、少し研究してもらって、もしこういうふうに決めるんだったら、少なくとも半数以上は市民であることとかいうことで申告してもらおうか。チェックはできないと思うんですよ。大会をやっているのに、きょうは何人市民でなんていうことはできないと思う。

澤本委員長　私が体育協会会長の任については、市の大会ですよということは言っているんですが、居合なんか見ていると、胸票なんかは、静岡だとか山梨だとか、他府県のをくっつけて来ているんですよ。車を見ても、多くが他府県ですからね。どう見たって、これは八王子ではないなんていうのはいるわけですよ。でも、その人たちに言わせると、自分たちも、山梨なり新潟なり長野の方へ行ったら、お互いに、要するに規模の小さい団体は助け合っているんだというような、そういう解釈なので、余り、これ、規模の小さい団体をいじめるようではかわいそうだなというふうに。第一これ、そんなことを決めてしまうと、小さな団体は成り立ちません。

委員　団体を育てるという意味では、ちょっとね。

澤本委員長　だから、ダンスは、ちょっとやり過ぎているのでね。だから、ダンスの場合には、今言った、しつこいようですけど、区分けを、公私を分けてもらうということを条件にすれば、これはクリアできるので、4の問題をちょっと待ってもらおうという形でよろしいですか。

ダンスは全部使ってしまうからね、そののこのところを使いたい人たちが、正当な八王子市民が8割いる大会が制限されて、よその人がたくさん関東大会をやられたのではという、これは税金の問題ではなくて、場所の問題にも出てくるわけですよ。

委員　これ、市民体育大会なんだから、その基準ですよ。だから、使用の基準ではなくて、大会の基準をもう一度見直してもらおうということだと思いますよ。

澤本委員長　ということで、この市民体育大会は、今も説明のあったように、現状でなるべくやっていくというのが基本ですね。そして、大きな大会は、場所をたくさん、日にちをとるのが調整会議でわかるんですけども、2日以上を要する種目というのは、2日どころではなくて、5日も6日も7日もとるんですよ。私は、調整会議の席上では自粛してくれと。やはり予選なんかはやらないでくれと。でも、何か難しいことを言って、せいぜい六つぐらいまでしか絞り込めないんですよ。黙っていると、10でも15でもふやしていってしまうから。何とかお願いして、それでもたしか、バスケットも6日ぐらいではないですかね。絞ってますよね。

だから、私は、それはかなり皆さんにお願いをして、縮小してくださいよということは言ってきているので、でも多分、今度は場所ができれば、もっと思い切ることができると思うんですよ。そのために、私たちは体育館をつくってくれ、つくってくれと言ったわけですからね。

事務局　今、委員長が言われた、その趣旨でまとめたつもりでございます。ですので、そういう種目についてはメインアリーナということで決めさせていただいて、それでもどうしてもという場合のみサブアリーナ。サブアリーナは、個人開放中心の施設ですので、どうしてもだめという場合のみサブアリーナと、そういうまとめ方をさせていただいたつもりでございます。

澤本委員長　できれば、(4)ののところ、しつこいようですけど、バレーはだめだとしても、どこかの種目が早く終わればメインアリーナとサブアリーナをぼんと貸してしまえば、さっと片づくので。

事務局　シミュレーションさせていただきます。

澤本委員長　4のところ、ひとつ研究してください。

あとは、この1の資料のところ何かありますでしょうか。

委員　1点だけ。やはり、器具ですよ。種目によって、例えばさっきバスケットを5面つくってしまおうと言ったけれど、ゴールを5セット本当に置くのかということもあるし、それからさっき言った穴ですよ。バスケットはできるけれどもバレーではできないという穴の問題も出てくる。それから、ユニホックにしても、フェンスが必要なら、そのフェンスはどこに置くのか。置いてしまったところしかできないわけですよ。調整するにしても。新体育館に置いたら、もう今の主競技場ではできなくなってしまうというのもあるので、その辺のところも、やはり、今後いろいろ検討していかなければいけないなと感じました。

事務局　それは、委員の言われるとおりだと考えております。それで、体操のところには、そ

のような規制をさせていただきました。器具庫の方も十分なスペースをとりたいとは考えておりますので、そういった、おいそれと動かさないような器具、そういうものを使うものについては、それを収納する、そこが市民体育大会会場と、そういう考え方でおります。

澤本委員長 では、このことについては、このくらいでよろしいですか。

ちょっと細かいことなんですけど、「空手」と書いてありますよね。上を読んでいただければわかると思いますが、「合気」とか「弓」とは書いていないので、「空手道」なんです、これ。細かく言うと、「空手」と「空手道」とは違いますから。

次に、発言がないので進行したいと思いますが、事務局、説明をお願いします。

事務局 冒頭申し上げましたとおり、運営の方は、本当に切ることができないので、細かい問題から輪につなげていきたいと考えておまして、5の資料を見ていただきたいと思います。

なぜ一般開放のあり方なんていうことをと疑問に思われるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、細かいところから入って輪につなげていくより方法がないので、御容赦ください。

まず、一般開放のあり方ということで、1番の現状でございます。現体育館で行っている一般開放について見てみますと、二種類ございます。(1)と(2)、一番上と真ん中辺に書いてございますが、(1)の方は球技及び弓関係ですね。これは、それから(2)の方は現体育館が直接行っている、直接、自主事業で行っている事業と、この大きく二つに大別できます。

それで参加費なんですけれども、基本的に球技については300円、体育館の使用料ですね。委託先が、各連盟、協会に指導員派遣を委託してございます。

では、一般開放を新しい体育館ができたときにどういうふうに行っていくべきかということなんですけれども、そこ、1番からは、こちら側でのたたき台でございます。ミニテニス、ネオテニス、バレーボール、ソフトテニス、バスケットボール、バドミントン、この種目を、今、各連盟、協会に委託しまして、指導員を派遣していただいて、一般開放しております。その種目を全部新しい体育館に持っていかどうかというのもございますが、少なくとも、この、もう既にこれだけ長い歴史を持ってずっと続けておる競技であるということが一つ。それから、施設がふえるのに種目が減るといようなことでは、ちょっと本末転倒という部分が出てまいりますので、種目はふやすことはあっても減らすことはない、そういう方向で新しい体育館に一般開放を移行するべきであろうと考えております。ただ、弓道場については現状、新体育館には設置しない形になっておりますので、和弓、アーチェリーについては現状どおり現体育館で一般開放する。今、一般開放の中で問題になっているのが、1番でございまして、一つには、特にこれはソフトテニスなんですけど、時間帯によって、3時からやっているんですが、3時から5時という時間帯では極めて少数の方が主競技場を使うということで、独占状態が生まれている。結果として、なかなか、初めて来た人が入りづらいということが生まれている。ソフトテニスの場合は、特に面積が広いので、少ない人数で独占という形が生まれやすいというのが一つの問題点。それから、二つ目ですね、バレーボールなんですけど、バレーボールの場合は、その日によって非常に人数にばらつきがあるということでございます。恐らく、チ

ームのうちの何人かという形で参加してくるのかなと予想しておりますが、非常に少ない日と、みっちりの日があるということになってございまして、少ない日が、やはりそういう意味で目立ってしまうということですね。それから3番目に、指導員の確保が難しい。バスケットの方は、なかなか、6時から一般開放始まるのですが、6時半まで来れないというような状況が生まれているということです。そのほかに、私どもの方で気がつかない部分があれば教えていただきたいと考えております。では、新しい体育館でどうやってやっていくべきなのかという部分ですけれども、参加者数の実績、あるいは開放日とか開放時間を工夫することで、そういった問題を埋めていくしかないだろう。これについては、例えば、市がやるにしても、民間事業者がやることになるにしても、そういった中で工夫をしていく、そういう一般開放のあり方を考えていくということで、基本計画とか基本方針の方に書かせていただければと考えております。

それから(2)番ですね。現体育館が直接行っているものですが、これについても参加費は同じ300円です。事業内容としては、市民体育館のものだけ並べてございまして。エアロビクス、ストレッチ、スポーツ民謡、フォークダンス、太極拳、ジュニア体操、この辺が表立ったものでございまして、これらの一般開放につきましては、かなり、やはり過去からのノウハウも蓄積されてございまして、非常に人気の高い事業ということになっております。ですので、これらの事業につきましては、今の体育館で、そのままの形で実施した方がよいのではないかというのが、ここでの御提案でございまして。それは、理由のところを書いてございまして。ただ、問題点といたしまして、今、実施時間が午前の枠の中でちょうど真ん中辺に入っております。前と後ろが時間がむだ、むだといえますか非効率な状況が生まれてますので、そこについては利用区分の見直し、3時間でいいかどうかという問題も、この間宿題としていただいておりますので、そういった中でむだをなくす形での実施を考えていかなければならないのかなと考えております。

それから(3)番、右側ですけれども、そういったことも踏まえた中で、新しいスタイルの一般開放、これを新しい体育館で、それから新しい体育館ができたことによって古い体育館の方でも変えていく必要があるのかなという御提案が、その(3)番の方でございまして、番として、今の一般開放は、先ほど料金を御紹介いたしましたとおり、体育館の使用料、その額だけなんです。ですから、1日について300円という参加費になってございまして、今度新しい体育館ができた場合、特に先ほど申し上げましたとおり、人気のある事業については古い体育館に残すとなれば、新しい体育館の方は、それとは別路線で一般開放を展開していくべきであろうと。それはどういうことかと言いますと、より質の高いサービス、質の高いサービスだから、より多くのお金を払っていただける、そういったサービスを展開することで市民の方の選択の幅を広げていく、それが新しい体育館ができたときに考えるべき一般開放の一つの考え方かなと。この間、エアロビクスの話もございましたが、今の市民体育館でやっているエアロビクスは300円で参加できる。そのかわり、百何十人も一遍にやると、そういう事業です。しかし、百何十人も参加する、300円で気軽にできる、そのよさは当然生かしておく

べきであろう。だとすれば、では新体育館では、もしエアロビクスをやるとしたらどうするか。同じことをやっても意味がありませんので、それでしたら新体育館の方には多目的室、充実した多目的室ができますので、そこで一般の民間事業者がやっているような質の高いエアロビクスをやればいいのではないか。それから、メインアリーナという広い面積を持つという武器がありますので、そこについては、テニス教室あるいはフットサル教室、こういったことで、今までにない、例えば、それより高い料金による一般開放、これを考えていくべきではないかというのが、一番の部分で、こちらで考えたことでございます。ただ、その例とした下のところに書いておきましたけれども、このような事業を、高いお金の一般開放というのが、どうしても定時性を確保しなければ成り立ちません。毎週何曜日の何時から何時、これを確保するにはどうしたらいいかというのが、一つ問題として出てまいります。しかも、このような事業の場合、仮に民間事業者だとすれば、毎晩打ってしまうという可能性もあるわけですね。収益が上がりますので収益の上がる夜には一週間通してそういうことをやるということも民間事業者の立場にたてば考えられます。ですから、民間事業者が、もしそれをやったとしたときに、どういうふうはこちらの方で必要な枠を確保するか。それを絶対に考えなければならない、そういうふうに考えております。特に、そこに書きましたが、先ほどあったユニホックとかハンドボール、フットサル、こういったものはメインアリーナを使わなければ意味がありません。メインアリーナで、そういうフットサル教室、テニス教室だなどということでは収益に走られてしまいますと、本当に面貸しができないということになりますので、そこについては十分な配慮が必要であるよと。こういったことを基本方針・基本計画の中に問題提起として書かせていただければなという御提案でございます。

それから 一番、これについては、新体育館の多目的室、ここを使用した一般開放、今のと若干かぶるんですけども、それから多目的室の使用法という部分にかぶってまいります。新体育館の多目的室というのは、新体育館は個人の活動の拠点であるということ、それから地域交流スペースの中に設けた地域交流の場であるという、この前提が大前提ではございますけれども、ただ、別の方向から見れば、この多目的室がどうしてあれだけ議論になったかということ、そういうスペースがない、そういう施設を団体が使えない、それが春から夏にかけて、あれだけの議論を呼んだ理由でございますので、一般開放が優先ではあるけれども、一応団体貸しというのでも考えていかなければならないだろう。だとすると、大前提の個人の活動場所、地域交流の場ということから考えれば、週4日ぐらいは一般開放、残った3日ぐらいは団体の方に施設不足解消のために使っていただく、そういった運用がいいのかなという御提案でございます。

それから 一番、現体育館の有効活用ということで、何も新しい体育館ばかりではございませんで、現体育館第2競技場を使い方を改めるという御提案をいただいております。ただ、第2競技場、これは市民体育館の方から聞いたんですけども、火曜日と金曜日の午前中につきましては卓球を使いたいということで、たくさんの方が訪れるということでございます。ですので、第2競技場も多目的室的な考え方がスタートですので、そういった状況に合わせて、何

も第2競技場が卓球場でなくなると、だから卓球では一切、使用できないということではなくて、そういった状況に合わせて、ここについては需要が多いというときには卓球、ここについては別というような、そういった形での対応をしていかなければならないのではないかと。ここについての一般開放のあり方というのは、そういったことも含めて、後ほど説明いたします予約の考え方にも非常に絡んではまいります、その予約の話をするに当たっての前提条件、それから後は、あり方として基本方針、基本計画に、この小委員会からの提言という形で乗せるにはどうでしょうかと、そういった内容のものでございます。

以上でございます。

澤本委員長 事務局の説明が終わりました。委員さんの御意見を伺いたいと思います。

さっき私聞いていたんですけれども、現状の体育館が非常に安くて、これからできる体育館が、質もいいとなれば、それだけ高くなるわけで、これは、この間も話をしたんですが、どっちに行くかは、ふたを開けないとわからないんだと思うんですよ。まず、現状のところ、参加費と書いてありますよね。この300円と書いてありますけれど、これは変えるわけにはいかないんですか。

事務局 これは、あくまでも現状をお示したものでございます。体育館も、耐震補強と、あと冷房をつけるとか、そういったことが計画されておりますので、そのときに、それに応じた料金体系というのは検討されることになると思います。

澤本委員長 問題は、新体育館と旧体育館との貸出の料金をどうするかというバランスというか、当然どっちかが高くなってもしようがないんだけど、格差があり過ぎるといのは、すごく借りる方も貸す方もやりにくいのではないかと。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。ただ、それは、一般開放の場合には、それなりの配慮といえますか、できるだけ料金を近いような形。といいますのは、大きい箱にたくさんの方が入れれば、それだけお金がたくさん来ます。ですので、その料金格差、新しい体育館と古い体育館の最も料金格差をつけなければいけないところは面貸し部分。面になったときには、人数は関係ございませんので、面の部分では思い切り料金格差をつけられますが、一般開放の部分では、それほどの格差はつけられないのではないかと考えております。

ですので、この球技系ですね、球技系の、今のものがそのままスライドして新しい体育館に移る部分、ここについては料金格差は、それほどは設けられないのではないかなと想定します。ただし、(3)番の方に新しいスタイルとして書かせていただいた部分、ここについては、今までは本当に、入館料といいますか、本当の自動販売機で買う300円だけの一般開放だった。ではなくて、そこにプラス幾ら。幾らというのは、またそれは別の、そのときにそれに応じて考えることでしょうけれど、今までみたいに入館料300円だけでできる一般開放ではないと、そういう意味でございます。

委員 入館料の、この値段は、どういうふうに変更されたわけですか。それによって、古いとか新しいのの差はないとか、いろいろ出てきますよね。

事務局 これ、はるかに前の話なので、ちょっとちゃんとしたお答えはできないんですが、市

の施設は、ほとんどが面積要件、たしか面積要件が基準で料金が当初設定された。ただ、その後、料金が改定、何度も改定されている施設とか、なかなか改定されなかった施設、そういうものがございまして、一番当初、昭和の何十年かわかりませんが、そのころ、スタートラインは確か面積が一つの基準、あとほかにも何か基準はあったかもしれませんが、そういったことで、そのころから何回改定されたかとか、そういうことで、大分施設ごとのばらつきが出ているということです。

委員 入館料が、そういう面積だとすると、古いも新しいもないわけですが、電気代だとか、掃除代だとか、そういったことで計算されているのだったら、またいろいろ違うと思いますけれども。

委員 現在の、この現状の方で受託している、その連盟や協会の方、先ほどもバスケットなんかは大変だ、これから難しくなるというお話があったんですけども、実際に、私もネオテニス協会で受託している側ですけども、結構大変なんですよ。毎週必ず人を出さなければいけないという、それも二、三名必ずというところも、ちょっと大変は大変なんですけども、逆にまた、それが、両方で同じ種目があった方がいいなと思うんですよ。当然、場所が違いますから、浅川地区の方は、そんな距離ではないですけどね、ちょっと来てできるというところの魅力も出てくるのでいいんですけども、その受託する側の、かなり大変なところ。それから、委託事業になりますから、当然、その費用がかかるわけですよ。その費用についても、現在の金額が、例えばここに書いてある6つの、それぞれの協会・連盟が幾らもらっているかというのは一度出していただいたことがあるんですけども、そういうところでも、例えば一人に、私のところなんかは半日出てもらおうと2,000円、交通費ということで、個人に支給しているんですね。そうすると、毎回4人出してしまうと赤字になってしまうぐらいの金額なんですよ。受託する側が。それが、逆にもっとたくさんもらっている協会もあるみたいで、逆にそれが収入源になっているなんていうのもあるので、その辺のところのしっかりしたルールの見直しと、それから、やはり、それぞれの、いろいろな体協にしる、レクリエーション協会にしる、そういうような呼びかけをしていっぱいできるようにすると、これはいいと思います。

もう一つの新しいスタイルの方で、教室、何とか教室となると、やはり自主事業的な考え方になるかと思うんですよ。こうなると、やはり運営をする側が、かなり大変かなというふうに感じます。やはり、エアロビクスでいい先生を呼ばなければ高いお金を取れないとか、それからフットサルをやるにしたって、多少は名前のあるような、元サッカー選手が来るとかというのでないと高いお金が取れないと思うんですよ。その辺の、これから先になるかと思えますけれども、それはそれで自主事業としてたくさんやってほしいというような希望。

二つの一般的な開放と教室というところで、ぜひやってほしい。

澤本委員長 これ、いつも言っているんですけど、直営でやるのかPFIだか、よくわからないものを検討しろというような、こんな難しい話はないんですよ。その民営であれば、これは多分、そういうふうに考えるでしょう、ここのところがポイントのところだから、これを、

だから、市側、要するに、私たちがある程度、どこまで足かせかけるかという話でしょう、これ。

事務局 実は、そこがこちらでも非常にやりづらいところでありまして、ただ、これは本当に先ほど申し上げましたとおり、予約のあり方に結びつけるためのものございまして、予約のあり方を考えるに当たって一般開放がどの場所でどういう形で入ってくるか、それを認識していただかないと予約の話ができないので、これについては、今、委員が言われたように、こういう方向を目指してくださいと、そういうような御提言をいただければ、それを計画の中に盛り込んでいくと。そういうつもりで、こちらの方、説明させていただいていると。

澤本委員長 すると、3の新しいスタイルの中の(2)のところ、多目的室、ざっと見て、個人が主体の体育館とは言いながら、面貸しということも考えているようなので、この辺の、先ほど委員会の始まる前に事務局にちょっと質問したんですけれど、甲の原体育館の卓球室は、どのくらい稼働率があるのかは私も知っていますけれど、私たちは下の方の体育室、鏡のあるのは第三ですか、あそこはいつもあぶれてしまって、木曜日はやたら込むんです。ダンスとか空手とか、いろいろな種類が入っていて、悔しいから見に行くと、大分上は涼しい風が吹いていて、随分あいているんですね。それは何を言いたいかというと、こういうところでも、そういう可能性は出てくるわけで、個人貸しと団体貸しを日分けて分けていくという、このアイデアが出ているように、現在ある体育館でもそうしてもらいたいなという、ちょっと余談ですけどね。数人の人がやると言えばやるんだけど、もっと何十人の人が使いたくても、ダンスもかなり来てますし、私たちも、もう大体、3月の調整会議見ていると、ほとんど木曜日、うちは使えません。火曜日だけなんです。子どもたち、しょうがないので、何とか工夫しているんですが、だんだん、集まってくる会員も足が遠くなってきてしまうと。一生懸命ジュニア育成していても、日にちがとれるときととれないときがあるようになってきてしまうのでね。できれば、何も二、三人でやっているところは次の日来てもらおうようにして、火・木・土とか月・水・金とかと、こういうふうに日割をして、きょうは火・木・土・日は個人開放ですよ、月・水・金だけは面貸ししますよというようなことを現状でもやっていただきたいし、これからの新体育館もそういう、多目的室も、そういうふうに、ひとつするのも手ではないかなと。一回決めてしまうと、何度も何度も、私、行政に直訴したんですが、あそこは卓球室だから卓球以外は貸さないというかたいお話なんです、私は全部多目的室だと思っていますから、たまたま卓球台が置いてあるだけで、卓球したければ卓球台を広げてやればいいので、なければたたんで他にに使わせて欲しいというのが一般市民の、私を含めて一般市民の考え方なんです。そういうことも踏まえると、そのところも、そうしておかないと、逆に今度は民間が使った場合には、金もうけの事業ばかり先にやっちゃって、一般の市民が使えないような形、逆に今丸っきり逆の発想になってしまうということもあり得るかなと思ったので、こんな話をしたんですが、その辺のところは、皆さんいかがでしょう。全部個人貸しにするのか、日にちを飛ばせて、当然土・日なんていうのは一般の人はたくさん使うんでしょから、そこは開放しても、団体の面貸しなんかは月・水・金なんていうのは平日ですからね。平日でも火・木・土が

あるわけだから、個人の人は流れるところは流れるので、今、甲の原体育館も踏まえながら話したんですけれど、現状、体育館も踏まえての話で、これから貸出についても私たちは何度も言っているのは、何とか室、要するに武道館とか武道室はつけないでほしいと言ってあるのは、私たちも、そういう面で譲っているわけですね、武道だけが使うのではないよと。武道があいていけば、ほかの競技をやればいいのではないかと。逆も、卓球があいていけば武道も使わせてくれと、ダンスも使ってもいいんじゃないのというのが、これが本当の多目的なんですね。何とか室なんていうのはやめてもらいたいです、現状でも。どうなんですか、事務局。

事務局 甲の原体育館は、今、会長の方からお話があったこともあろうかと思います。方向性として、甲の原体育館の会議室は、床の改修を加えまして、いろいろな目的に使えるような形にしております。他の施設もそのような方向でと思っています。ただ、一気にそれができるかどうか、そこら辺かなと思っておりますけれども、方向性としては、今、会議室の例を申し上げましたけれども、そんなことも現実にはやって直しておりますので、御理解をお願いします。

澤本委員長 理解はできるんですけど、今、徐々にの改革というふうに聞こえたんですが、今やらなければやれないので、新しい体育館と、今ある体育館をメンテして、それから分館と甲の原、新体育館と市民体育館と、この四つを頭に入れて貸出を協議してくれと言っているのに、甲の原だけはゆっくり協議しますというのは、私は納得できませんね。この時期にやらなければ、やれないと思いますよ、この改革は。

事務局 そういう部分では、やはり一緒にやれば一番いいと思いますし、先ほど甲の原体育館の話も出ましたけれども、そういう話というのは、今まだ、ちょっとペンディングになっていると思うんですよ。そういう部分では、やはり一緒にやっていくのが筋かなと思っています。今申し上げたのは、会議室の方を、今早急に、そういう対応をしましたということで申し上げました。

澤本委員長 私が言っているのは、会議室の話ではなくて第2体育室を、そういう方向にするには、すぐ、お金もかからない、頭さえ使えばできる話で、会議室は、何かすればお金はかかるでしょうけれど、現在あるものを有効に使っていかないと、こういうところで一生懸命話をしている、全体バランスからいくと話がちょっとおかしいのではないですかと思ったんですが。

事務局 その辺は、検討はしてまいりたいと思いますので、ここでは、ちょっと即答できませんが、検討はしていきたいと思っています。

澤本委員長 しつこいようですけど、ちなみに、あの体育館は何年たっていますか。築何年ですか、でき上がって。

事務局 平成5年竣工で、15年です。

澤本委員長 15年ですね。15年前に使い出して、私たちはずっと言い続けているんです、15年間。今、答弁では、徐々にと言っていますけれど、あとまた15年たつんですかね。30年たってしまうよ。やはり、早急にやるべきときは早急にやっていただく。私たちに

は全体を考えながら協議して欲しいと、こういうふうに言われいてるんで、今気がついたところでは、そういうところもあるので、早急に入れてもらわなくては困るんです。徐々にでは困りますよと、こう申し上げています。

委員　今、委員長がおっしゃるように、大前提は、できるだけ一つの種目に使うようにしない、できるだけね。ただ、例えば畳を敷いてしまったら、これはもう、これは畳の上でできる種目しかできないんだから、そういうのは特殊だと思うんだけど、できるだけいろいろな種目ができるようにして、やはり、15年見直さないのではなくて、やはり2年とか3年たったら、やはり調整をして、見直して、変えていくということが、現状に合わせていくということが必要なので、それはやはり、これからは、こういう会議のときに提案していただいて、みんなで知恵を絞って見直していくということがいいのではないですかね。15年なんていうと、大変なことになってしまう。

事務局　いずれにしても、現状の利用状況、そういったものもよく勘案した中で、確かに限られた施設でございますので、有効活用するという意味では、一回、実態を調査して、それで確かに澤本委員長の言われるように、そういった実態が非常に目に余るようであれば、それについては、やはり徐々に、というか、徐々にという言葉がよくないでしょうから、早急にも調査して、利用されている方も現実にいますので、そういった方の御意見も聞きながら、理解をしていただいて、変えていくという方向で考えさせていただきます。

澤本委員長　全く市民センターと同じなんですよ、それも。あその部分だけは。市民センターも二、三人でやっていて、何人もの人が使えない状況もある。これは、話の筋、遠くなってしまふから話しませぬけれども、体育館関係で、そういうところがあつたら、即直してもらってほしいなと。これからできるのも、どうしますかという、現状として。新体育館の多目的室を使用する一般開放のところはどうしますかと。団体貸しの日をつくるとか、個人そのままやるのか、この辺を皆さんで。今現在あるところも、そうでないからやってくれる言うのだから、これからつくるところもどういうふうにするかというふうに考えてもらわないと、向こうもやりにくいんですよね。

委員　機能からいつたら、やはり一般の市民に使っていただく日をつくらざるを得ないでしょう。機能からいつたら。だから、それは、しかしながら、そういう広いレクホールというのが欲しいと言っている団体もあるわけだよね、現実に。例えばダンスの団体とか。だから、そういうのもあるから、そういうところも調整をして入れ込めるように、例えば日割りにするのか、曜日にするのか、時間にするのか、いろいろ考え方があると思うんだけど、それはやはりやっていく必要があると思いますね。大きいところ、ほかにないから。いっぱいあれば、それはこつちの館は団体貸しはありませぬと言えぬんだけど、そういうのがないから、それは現状では、やはり両方、個人貸しもできるし団体貸しもできたら、その比率をどうするかというのが、情勢をちょっと調べないと、ここで簡単に、月・水・金だよとかというのが言えないので、そういうふうにする必要はあるんだと思います。

澤本委員長　委員の考え方は、そういう必要性はあると。曜日を細かくまでやる、今、時期で

はないと。そういうことですね。

委員 情報が無いからね。

委員 書いてあるとおりでいいのではないですか。週に3日は団体の面貸しを行う。

澤本委員長 だから、これにのっかって、そちらもやってくださいよ。それで同じような対応になるわけでしょう。

はっきり言って、まだ面が、あそこができたから体育施設が充実していると私たちは思っていませんので、やはり上手に、有効に使うと、さっき委員さんがみんな言っているように、上手に、うまく回すということが一番きょうの議題なわけでしょう。

時間もだんだん詰まってきましたが、ここで10分くらい休憩時間をとります。

(休憩)

澤本委員長 あとまだ議題がたくさんありますので、それでは、今までのところは、皆さんこれでよろしいですか。余り細かく決められるようなことでもないので、ざっと流していくというような感じになってしまったのですが、その先に行きたいと思いますが、説明をしてください。

事務局 それでは、前回、よその体育館はどうかというお話がありましたので、こちらの、今度は小さい方の紙ですね。とどろきアリーナの条例の施行規則、それから条例の施行規則では、ちょっと読みづらい部分がありますので、その後ろに利用御案内という、字が小さいんですが、こちらの方は、一般の市民向けに、こういうふうにしてくださいよと、そういう説明、かみ砕いた説明になっております。

ここで、とどろきアリーナについて細かくやってもしょうがないので、私の方で概略だけ説明させていただきますけれども、とどろきアリーナの予約につきましては、1年前のその使用日が属する月の1日からと、そういう非常にまどろっこしい言い方になりますが、簡単に言えば、来年のきょう、来年の12月17日に予約を入れたいという場合には、ことしの12月1日からですよと、そういうことです。そのときに予約の受付を開始します。その予約の受付を開始した日のみ、バッティングを抽せんします。そのほかは、全部先着順ということですね。それがとどろきのメインアリーナの予約の受付方法です。ただ、そのほかにサブアリーナの半面使用とか、いろいろ細かい使い方もございますので、それについて、4カ月間だけ予約を受け付けませんと、そういう期間が設けられております。その4カ月間というのは、半面使用とか、そういう、ちょっと違った使い方の予約を受け付ける期間ですよ。とどろきの場合、全部機械というシステムを使った予約になっていきますので、そういった区切りを入れる。ということは、逆に言えば、その4カ月間は全然メインアリーナの予約は受け付けられない、下手をすると、ほかの体育館にさらわれてしまうと、そういうことがあるということです。

それから、コマ割りのことなんですけれども、この1枚単体で、1枚別に配った、こちらの方、これが条例本則の方の部分なんですけど、下の表をごらんください。施設の料金も書いてございますが、金額という下のところに、午前、午後、夜間、全日という区分でやっております。それで、午前が9時から12時の3時間1コマ、なぜかそこに1時間休憩があります。午後の

部は1時から4時半まで。さらに、そこでまた1時間休憩がございまして、夜間は5時半から9時半までということで、午前中が3時間、午後の部は3時間半、それから夜間が4時間、そういう区分になっています。ただ、料金設定は非常にわかりやすいことになっておりまして、午前中の9時から12時のところで、一番上のアマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合をござんいただきたいんですが、3時間で1万8,000円。要は1時間6,000円ということですね。その1時間6,000円をベースに、すべて時間で計算していますので、非常にわかりやすい料金設定になっております。こういうところは、参考にできるのかなと思います。ただ、どう考えても、この1時間1時間のむだな時間が挟まれているというのは、これは八王子では採用したくないなというのが、とどろきアリーナについてのこちら側の感想でございます。

以上が、とどろきアリーナで、この間議論になった部分についての説明でございまして。でするので、とどろきアリーナの場合は、大体1年前、ほぼ1年前が、予約の開始時期ということになってございます。

そうしたら、では大きい紙の2、これをござんいただきたいんですが、予約をどうしていくかというのを考えた場合に、どうしても、今の想定の中では、メインアリーナ、それからサブアリーナ、それと多目的室、これは全部別々の制度にしないと成り立たないであろうと、そういうことで、施設ごとに予約の方法の案をお示しいたします。2が、新体育館のメインアリーナの予約の方法のたたき台でございます。

まず、新体育館のメインアリーナは、「みる」「みせる」体育館である。したがって、大会・イベントが優先になる体育館であるということは、皆様方に今まで御承認いただいてきたところでございますので、ではその大会・イベントの予約の受付をどういうふうにしていくかというのが、そこに書いてある案でございまして、まず、大原則としまして、1番ですね、大会・催し物については、申請書方式。すなわち、予約システムは使用しない、そういう形で予約を受け付けていくという案をお示しいたしております。というのは、この間議論になりましたけれども、では何年前から、早いものは随分早くから入るのではないかということがございます。それが、システムを使うから、いろいろな問題が出てくるわけございまして、システムなしの紙ベースで進めれば、いつからでも受け付けられると。その日程を調整する会議に、その紙が出てくれば、そこで日程調整に入れるということになりますので、基本的に大会・イベントの受付は紙ベースで申請を受け付ける形にしてはどうかと。システムとは切り離してしまおうという考え方です。ただし、大会とイベントを同列に扱うのがいかなものかということで、あくまでも体育館はスポーツのための施設ですので、基本的にスポーツイベントの場合は、大会と同列に扱ってもいいけれども、そのほかの催し物については、差を設けるべきであろうと。そういうことで、スポーツイベント以外の催し物については、1年半前と、そこからしか受け付けませんということで、スポーツ関係のものとの差を設けてはどうかというのが、そこに書いてございます提案させていただいた内容です。そこに、墨つき括弧の、いろいろ書いてありますが、これは、この間ちょっと理由を忘れたというのがあった

ので、理由の部分は、その括弧の中に表示して忘れないようにしてあります。ですので、少なくとも体育館という本来の目的、それを優先するために、こういった形でやってはどうかというのが1番。

それから2番ですね。あくまでも大会・イベント中心の体育館ですので、これについては市民優先とか、そういう概念は要らないということで、先着順。あくまでも先着順で受け付けますよというのが、そこに書いてある内容です。ただ、無制限に先着順というのでは、この間御指摘いただいたとおり、どんな大会でもいいのかということになりますので、その下の部分に、大会・イベントを紙で受け付ける、その内容について基準を設けさせていただきました。資格の基準といたしまして、まず、ここに掲げられている内容のいずれかに該当する大会・イベントでなければ事前にここ、予約は受け付けませんよと、そういう縛りを入れようという案です。一つには、まずメインとサブの両方を使う大会あるいは催し物。これについては、サブアリーナとの関係がございますので、まず、これは最優先。それから、メイン、サブ、両方使う大会ということであれば、これは当然普通に考えれば、かなり質の高い大会であろうと想定されます。ですので、メイン、サブの両方を使用する必要がある、それからもう一つは両方使うということはたくさんの試合をこなす、それはこの体育館でしかできない、そういう理由もあります。ですので、メイン、サブの両方を使用する場合には、事前に予約を受けますよと。それから次、2番目ですね。大会の場合には、ここに書いてある三つに該当する大会については、事前に予約を受けますよということでございます。1番目が日体協・都体協に加盟する団体が主催する大会。これは、場合によってはオリンピック選手選考会、そういったものも考え得るということで、ハイレベル、こういう大会であれば基本的にハイレベルであろうと。それから2番目ですね、中体連・高体連の大会。ただし、中体連・高体連の大会といっても八王子市中体連、さらにその中でも細分化されたりしますので、基本的には都大会レベルという考え方。それと3番目が、最もすべてに共通するような部分になりますが、観客数が700人を超える大会ということです。要は、700人までならサブアリーナで賄えます、サブアリーナで賄えないものについては、メインアリーナを使っていいですよと、そういう考え方です。

それから3番目、今度は催し物の基準ですけれども、催し物につきましては、スポーツイベントが優先です。でも、スポーツイベントなら何でもいいではなくて、基本的には700人を超えると認められるもの。これは先ほど説明したとおり、700人を超える、「みせる」体育館ですから、700人を超える、しかもサブアリーナでは対応できない。それと、もう一つ、催し物の中に、いろいろな種類がございます。新車の展示会ですとか、あるいはいろいろな見本市とか、それからテーマを持った博覧会とか、いろいろな催し物が想定されます。その中でも、要は体育館でなければできないものですね、非常に大きなものを展示しなければならない。こういうものは、ほかの施設ではできませんので、こういうものについては事前予約を受け付けますという考え方。それから、4番は、それと似たようなものですが、JR八王子駅南口に新市民会館が建設される予定でございます。そこは2,000人規模。ですので、コンサートとか演劇とか、そういったものについては2,000人までは駅前の新市民会館を利用

していただこうと。それでのめない4,000人とか5,000人とかと、そういう話になれば、催し物でも新体育館を使っていいですよと。それが、そこに書いてある基準でございます。それからもう一つ、ちょっと細かいですけど、観客数が700を超える。これは延べではダメです。要は200人ずつ、常に200人ずつ流動的に動いていて、全部で800人という、そういうようなのは、それはサブアリーナでも十分でしょうという考え方ですね。

それが、大会・イベントの予約受付の考え方です。ですから、そういった基準をクリアしたものについては、いつからでも予約を受け付けますと。紙で出してもらうことで、9月30日一つの切れ目といたしまして、これは半年という切れ目もございますし、さらに、そのすぐ翌週に通常は市民体育大会の日程調整会議がございます。ですので、その区切りもありますので、9月30日を基準日として、そこまで受け付けた予約については、もう先着順で確定させてしまいます。その次に、大会・イベントの予約が確定してあいているところを、各種教室や市民体育大会などの日程を入れていくということですね。日程調整中、先ほども言いましたけれども、とどろきの場合は受け付けられない期間がございます。そういうのはもったいないので、八王子の場合は、この日程調整期間の間でもイベント予約、予約が入った場合には、それを受け付ける形で、ただし、それは確定分ではありませんので、日程調整の中で調整していく。4番目は、先ほど議論いただきましたけれど、市民体育大会の場合は、先ほど申し上げましたとおり、ほかの施設をあけることができるものについては、メインアリーナを使ってもらうことにお話、了解していただきましたので、それについては、ここで最優先で入れていくと。委員 これ反対になってない、資料 No. 2 の4番のところ。市民体育大会は既存体育館を使うことになっていたと思うが...

事務局 ごめんなさい、これは大きな間違いです、すみません。このサブアリーナが余計です。「基本的には、現市民体育館、主競技場を使用することとし、足りない場合に限りメインアリーナ、サブアリーナ」ですね。申しわけございません。

そこで、翌年度の日程が確定いたしますので、翌年度の日程が確定した後はフリーです。これについては、先着順、翌年度の日程が確定した後、さらにあきがあるのであれば、そこはフリー、先着順で、それも予約システムを使って予約していただきますというのが、ここでお示したメインアリーナの案でございます。

その下のところは、ちょっと余白があって書いていたんですが、これについては、先ほど御議論いただいたので省略いたしまして、サブアリーナの予約方法について、御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、3、サブアリーナにつきましては、メインアリーナとはまるで性質の違う施設でございます。ですので、ちょっと大会・イベントの予約の受付についても変化を持たせなければいけないということで、ここに別に書かせていただいております。大会の予約受付につきましては、メインアリーナ同様、市民の大会であれば、それは考慮していくこととなりますけれども、ただ、サブアリーナについては、1番のところを書きましたが、基本的に催し物には使用させたくない。というのは、催し物は見せるものであって、するもの

ではない。サブアリーナは、「する」体育館ですから、催し物には使わせない。ただし、メインとサブと両方を使うということで、メインの方で予約オーケーだった場合には、そこは自動的にサブを使うことになりますので、その場合だけが例外ですよという考え方ですね。それから2番に書いてございますが、大会を最優先。確かに個人のものなんですが、個人活動の拠点なんですが、新体育館をつくった経緯が、とにかく大会の会場不足というのが大前提ですので、個人のための施設ではありますが大会は優先しますよ。ただし、どんな大会でもオーケーというわけではありません。あくまでも市民のための大会ですよというのが、その2番目に書かせていただいたことでございます。

それで、メインアリーナ同様に、紙ベースで受け付けた中で、9月30日までに一次の予約を確定させます。ただし、その一次予約の確定については、メイン、サブの両方を使用するものだけでございます。そうしないと、市民のための大会を優先することができませんので、それ以外のものについては、市民体育大会、スポレク大会とあわせて日程調整を行って決めていくということですね。ですから、主競技場の方の日程調整でバッティングして、サブアリーナを使うことになったと。それは、最優先でサブアリーナに入れていくと、そういう考え方です。ただ、その矢印のところ、4番、5番のところに書いておきましたが、4番目に一般開放・各種教室等の日程調整と書いておきましたけれども、その市民のための大会が埋まれば、あとは一般開放が最優先の館になります。それから、市民体育大会、スポレク大会ばかりではありませんので、そうではなくても、ちゃんとした市民のための大会と認められる大会が当然出てきます。絶対あります。ですから、それも含めた中での日程調整をして、その中で余ったところを一般開放を入れるという形ですね。それで、翌年度の日程を確定させた後に、用意ドンで予約フリーということが、サブアリーナの予約方法の案でございます。

それから、その下の現市民体育館の各施設ですけれども、これについては、現状に変更を加えるつもりはございません。そのために、先ほど市民体育大会のことについて御議論いただいたわけございまして、そうした中で、基本的には市民体育館という既存施設の使用を決め、それで決着がつかなかった部分を新体育館のメインアリーナ・サブアリーナに振り分けるという形。さらには、市民のための大会ということで、ここは参加率何%と書いてございますが、できるだけ市民の参加の多いものにしていくというような表現でさせていただきたいと思えます。

最後です。4ですけれども、これが新体育館の多目的室ですね。多目的室、一番困るのは全面使用でございます。ですので、全面使用については、先にメインアリーナ同様、9月30日までに紙ベースで受け付ける。これを決めてしまいませんと分割使用も何も話ができなくなってしまいますので、まず、同じように9月30日までに紙ベースでもらうと。先ほど御承認いただきましたけれども、週のうち4日は一般開放ですよ。そうすると、全面使用が入れられるのは3日間の団体使用の枠だけになりますということですね。ただ、ここが、ちょっとすみません、予約確定とコピーをとって、そのままにしてございますが、ここでは確定させるつもりはございません。全面使用がたくさん入ってきた場合の日程調整をする必要がありますので、

ここは締め切りです、申しわけないですけど。ここで締め切りまして、全面使用の日程調整をかけます。全面使用の日程調整、バッティングがしていれば、当然、先ほど言われましたダンスなどは、恐らく12月、クリスマスパーティーということで、かなりバッティングが出てくるのかなという感じがいたしますので、その日程調整をする。そこで日程調整をした中で、全面使用を決める。余ったところが、予約フリーという形になっていくと思います。当然、一般開放の部分は日にちを先に4日間とっておりますので、そこについては、市がやるにしても民間事業者がやるにしても、そこは一般開放の事業を入れていくと。当然、余ったところは予約フリーになりますので、時間帯によっては予約フリーのところが出てくるかなとは思いますが、一つ考慮しなければいけないのが、卓球の一般開放でございまして、全面使用の予約がない日には三つに分割するうちの一つは卓球の一般開放と。それから全面使用でできない場合には、サブアリーナの半面ということで一般開放を行うように努めるといように御提案はさせていただいております。

以上でございます。

澤本委員長 事務局の説明が終わりました。各委員さんの御意見を伺います。

ちょっと質問なんですけれど、3の新体育館サブアリーナのところで、左側の、一番左の2がありますよね。大会を最優先とすると。市民のための大会優先と書いてありますよね。これは、俗に言う、今やっている優先団体の日程調整をやりますね、11月に。そういう団体のことを言っているんですか。

事務局 実は、それを想定してございます。現市民体育館、各施設、その2回目、11月中旬の日程調整会議、この2回目を想定しています。そこであふれた団体を受け入れる。あるいは、料金も違ってくると想定されますので、この2回目の日程調整会議の段階で、ではサブを使いますか、メインを使いますかと、そういうことを想定しています。

澤本委員長 今、全面予約のない日って、4のところ、全面予約で多目的室が使用できない時間には、サブアリーナ半面で卓球の一般開放を行うように努めると書いてありますよね。それは、卓球というのは、何か理由が、根拠があるんですか。

事務局 これは、委員長に調整をいただいた内容を反映したものでございます。

澤本委員長 ということは、かなり優遇になるわけで、先ほど、しつこいようですけども、甲の原第二体育室と市民体育館第2競技場と、それからこの体育館も三つ十分に卓球は使えるということになりますね。ですから、先ほどの蒸し返しですけども、その辺も考慮に入れていただいて、新体育館もサブアリーナも半分使える権利を持っている。これは、いろいろ話の中で、市民体育館のところ少し狭くなって、その分を新体育館に行っていただくと。さらに、こういうサービスがついているのに、甲の原があいているところを貸さないという筋はないと思いますので、さっき言った早急にという意味はそこにあると思います。

事務局 いずれにしても、甲の原、今、現状は、そういう話がありますけれど、あくまでも新しく体育館ができたときには、当然それは考えなくてはいけない問題とと思っているんですが、今現在は、まだできていない状況なので、それは、いずれにしても、これからそういった実態

把握する中では検討はしていきます。それで、新体育館のところに卓球の方も、そういう設備ができるよという前提であれば、当然見直しをしないといけないと考えておりますので。

澤本委員長 多分、一般の人はこれ、卓球、どうしてというときに、それなりの理由をちゃんときちっと、どうして卓球が、ここでサブアリーナ使えるのというのを答えられないといけないのでね。

サブアリーナの半面を卓球の一般開放とすると決められてしまうと、現場もやりにくいでしょうし、不公平感が出るので、これは、たしか、市民体育館に常設されている卓球台10台を少し減らして欲しいというところの条件の中に入っている一つなのでね。私が言ったのは、この新体育館ではなくて、今ある体育館を半面、ちょうど、その卓球の関係の方と見に行ったときに、半分、ちょうど使っていたんですよ。それをやってもらえばいいので、新体育館でなくても、私はいいと思っていましたけれどね。

事務局 ただ、現市民体育館から一般開放は基本的になくなって、球技系は、みんな新体育館に行ってしまうので。

澤本委員長 そういう解釈もあるけれど、こっち方は団体使用で向こうは個人使用だから、そういうすみ分けをすれば、こっちに残っているのは団体使用ではないですかね。球技系という分け方をすれば、そうかもしれないけれど、大きく分けて、団体と個人と分けた場合には、団体使用優先が市民体育館、今ある体育館とすれば、今やっている卓球は、そのまま半分、あのまま使うのが。

事務局 卓球については、大会以外は基本的に個人使用、一般開放になります。

澤本委員長 あの話は、たしか、第2競技場を改造するので、たしか今8台あり、改修後は4台になってしまうので、6台を向こうへつくり、新しい体育館に。でも、その説明に行ったときに、今ある体育館のアリーナの半面を卓球は使っていたんですよ。こういうふうによれば問題ないのではないですかと言ったら、その方は納得したんです。ああそうか、こういう使い方もあるのなら、たまたま日ごろの練習場が狭くても、半分でも開放してくれれば、全面的に卓球台が出ていますから、これはクリアできるからオーケーと、こういう話になったはず。流れはそういうはずなんです。

委員 委員長、一ついいですか。

メインアリーナの件なんですけれど、メインアリーナは、多分、予想するところ、かなり大きな大会、「みる」「みせる」ということになるから、かなり大きな大会が来るというふうに考えられているんですけど、今、大きな大会というと、東京では国立の代々木体育館、第一体育館を借りたり、それから東京体育館を借りているんですね。そのとき、今、日体協と日レクは最優先になっているんですよ。体協に比べたら、レクリエーション協会が使う日数というのは少ないんですよ。少ないけれども、実は、レクリエーション協会の41種目のスポーツ団体が加盟してまして、大きな大会は8,000人ぐらいの人が集まるんですよ。だから、今までもちろん八王子に持ってくるなんていうことは、市民体育館では全く無理ですから、一切八王子は施設がありませんと断っていますけれども、今度は、これ、大きな体育館ができるわけ

ですから、レクリエーション協会の大きな大会も持ってきていいのではないかと思うので、東京体育館や、それから国立の代々木体育館のように、ここに同じように。貸し数は少ないんです。体協の方が圧倒的に多いんですけども、同じように入れておいてもらおうと、大きな大会が持ってこれる。バス50台とか、一つの種目で、そのくらいわっと来るような大会もありますので、一緒に入れておいてもらおうといいと思います。

事務局 その大きな大会につきまして、入れる方向で検討いたしますが、一つには、ここでこういう例示をしたというわけの一つは、ハイレベル、ジュニア、サブアリーナでは賄えないと、この部分の強調でございまして、例えば、今、副委員長が言われてましたように、大きな大会であれば観客数が常に700を超えると。ここに該当いたしますので、それについては御心配いただくなくても大丈夫だと思います。ただ、今御意見いただきましたので、その方向は検討いたします。

澤本委員長 当然、日体協も都体協も、当然目をつけてきますから、もう、かなりの大会、要するに、バス50台どころではなくて、えらい大きいのが来る可能性もあります。ただ問題は、この中に入っていないのは、日数ですかね。日数をどのくらい許すのか。それから、回数。全国大会でもピンキリで、キリの方の大会が、何回も何回もやられては、これも困るわけですね、回数と日数の問題があると思うんですが、そのことはどんなふうに。

事務局 申しわけございません。実は、そこに届かなかったんでございます。ちょっと、この資料をつくっていて、最後に気がついたんですが、そこに触れてないなというの、最後に気がついたんですが、基本的にとどろきアリーナの場合は同一団体が4回までという縛りがありますね、月ですね。月4回までです。そういった形で、何らかの縛りを設ける必要はあると考えています。あと、もう一つは、やはり何日連続で使えるか、ここの縛りは絶対に考えなければならぬと思うんですね。とにかく、例えば、それを縛りませんと、本当に興業で1カ月ぶっ通しの興業なんていうのをやられた日にはたまりませんので、です、何日使える、それから何回というのは考えなければならぬと思っております。ただ、ちょっと、きょう、つくり終えてから気がついて申しわけございませんが、ここの予約の部分まで、皆様の方の御承認をいただけるようであれば、もう残された問題はほとんどなくなりますので、まとめ作業を行う中で、また年明けに一回どこかで日程をとらせていただく中で、本当に残された数少ない問題だけを議論し、あとは基本計画の素案、本当の素案ですね、運営も含めた、そのたたき台についての議論などを一回だけさせていただいて、その中で決めさせていただければと思います。

澤本委員長 ほかに何かございますか。

ないようでしたら、全体に、ちょっと漏れてしまったかななんていうのがありましたら、出していただけますか。

委員 逆に、現の市民体育館の方の、この現在と同じような日程調整会議で、例えば体協、レク協で、システム的にはいいんですか。今と同じことをやるということですよ。

事務局 すみません、日程調整会議の第1回につきましては、これは市民体育大会でございま

す。ですので、そこについては、申しわけございませんが、市の主催事業なので今までどおりにさせていただく。2回目につきましては、それこそ本当に少ないパイを取り合うという形になっておりますので、ここの部分で、先ほどどうして市民体育大会をサブアリーナをあけておくとし上げたかといいますと、それはその。ですから2回目の日程調整会議の中で、それをサブアリーナに流そうと、そういう考え方でございます。

委員　また、みんな集まってあれをやるということですよ。

委員　前は、たしかあれ、事務長一人がやっていたんですよ。すると、事務長一人でいいのかという声が出たので、それでオープンにしようということになってあれをやっているんですよ。あれは、私はいいと思ってます。ちょっと大変だけれど、一回ぐらいは借りるの、あれやって、顔をつきあわせて、世間がよくわかって。

委員　でも、もう、今度は場所十分にあるから、私、だからもう、体協にも言っているんですよ。あと4年か5年我慢してくれれば、大変な思いをしなくて済むんだよと言っているんですけど。後はこうなったら、いかに効率よく使うかという。

委員　このダンスのところ、問題点として、関東圏大会があるとかいうのがありますが、過去にもそういうのがあったんですけども、それはまずいよという指摘はしてあるんですか、ダンスの方には。

事務局　そちらは体育館の方からも、何度かそういう要望は、ダンスの方にはしてございます。

委員　ほかの種目は、やはり、日ごろもほかの近隣の方と一緒にやっておられるから、試合のときだけ、あなた方、だめよと言うのはできないと思うので、市民体育大会の枠に含められないこともないと思いますが、ダンスだけ、この枠の違うものをやるというのはいかがなものかと思うので、そういうところだけは、やはりきちんとした方がいいのではないかと思うんですけど。ですから、これは市民大会ですよ。だから、近隣の方がおいていただいても結構ですよ。でも、そのネーミングを関東大会にするのはよろしくない。

事務局　先ほどそれは委員長の方にまとめていただきましたとおりでございまして、場所ができれば、市民体育大会という冠の部分は市民体育大会の方、そうでない部分は、そうでない方。そういうことが可能になるかと思しますので、基本計画を策定の中で、その中に一つの問題提起もさせていただいて、そういう形の整理に持っていきたいと。そうでないと、またほかの競技人口が少ない種目の問題も出てまいりますので。ですから、そういった形で問題提起をしながら整理をつけていくというのが、先ほど委員長にまとめていただいた内容だったと思っております。

澤本委員長　本人たちも納得したんですよ。これからは、そういうタイトルも消すと。市民体育大会であります。たしか、ことしそうやってましたね。ただ、これからは、今度は、まだすぐ体育館ができるわけではないから、ちょっと急激に、そうにはならないけれど、市民体育大会ということをベースに考えてくれとは言っております。4年後、やったら絶対、これはもう反則なので、4年か5年たったときに公私混同しないでもらうということは明確に言います。今でもやっていますけれどね。

事務局　　実は、市民体育大会とあわせて、その競技連盟さんの大会をやるというのは結構あるんですね。例えば陸上なんかもそうですし、幾つかあることはあるんです。いずれにしても、そういうものは、冠は市民体育大会をメインにしてくださいと。それで、仮にその団体さんが一緒にやるものは、それは兼務でやるのは構わないけれども、それは字を小さくしてくださいという願いは、今、しています。ですから、例えば、それによって主客転倒するのではなくて、あくまでもこの会場をとったのは市民体育大会のためにとっているわけですから、それを前面に出してください。これは、水泳大会でもそうですし、みんな、今、そういう指導をしています。それと、ただ、問題は、ダンスさんの場合は、確かにその市民の方が非常に少ないというのが非常に問題であって、それを今度、今後切り分けていこうかどうかという話なので、それはすぐにはできないかもしれませんが、その方向で、やはりやっていかないと、今後問題が出てくると思っていますので、これはちょっと会長さんと一緒に努力させていただきたいと思っています。

澤本委員長　　よく調べますと、市民体育大会よりも後でできたのがダンスなんですよ。ほかは、市民体育大会よりも前にできているらしいんですよ。市民体育大会は、ことして62回になります。向こうは65回で古いんですよ。逆に、無理やり頼んで入れてもらった経緯があるので、関東大会は入れてあげたいなところもあるんでしょう、多分。だから、自分のところのタイトルが先に出てしまうというのもある。

事務局　　すみません、それとひとつ説明忘れておりましたが、ダンス連盟が、どうして、この大会で全館を使うかということ、着がえの場所とか、いろいろなものが必要だからということです。それが、メインアリーナができれば、メインアリーナには楽屋も用意する、それからちゃんとしたロッカールームも用意するということです。ダンス連盟が望むものはメインアリーナにすぼんと全部入っております。ですから、ダンス連盟としては、むしろ、そちらを使いたがるという可能性は非常に高いのではないかなと思います。

澤本委員長　　ダンスは、願ったりだね。

それで、ここには出てないですけど、床の質とか、その辺も考えるでしょうね。結局、どこでもいやがっているのは、ヒールで床を痛めるのでいやがっているようなんですけど。

委員　　ボールがイレギュラーしてしまうんですよ、どうしても。

澤本委員長　　そういうところも配慮して、もしもそういうふうにダンスがメインアリーナを使うとすれば、その辺も考えていただけますかね。

事務局　　そこが非常に難しいところでごさいます、かたい材質を使えば、費用がかかるという部分。ただ、そこは事業をどういうふうにするかによっても違ってきますので、そこは、お知恵いただきましたので、そこは考えながらやっていきたいと。

澤本委員長　　やってくれ、やってくれと言ったって、皆さん、百年来の不景気だって知っていて、これなかなか言いにくいんだけど、市長にもこの間言ったんですけど、こんな不景気、幾ら続いたって10年だと。使うのは40年、50年なんだから、今、苦しくても、つくって欲しいと言っておいたんですよ。なかなか頭が痛いらしいのでね。お金がないところへ、余計

不景気だからね。私たちも、わかっていて言うのはいやなんだけれど、やはり、やるからには、床なんかは一番、私なんか室内競技をやっていると、一番大切なのは床なんですよ。床に、それで金がかかるんですよ。だめになると、またやり直すと、余分かかりますから、床だけはいいのをつくって。空手関係なんか、道場を見ても、周りがプレハブでも床だけはすごくいいんです。踏み込んで割ってしまったりするのでね。最初から惜しまないでいいのをつくっておけば、長もちはする。こんなふうには聞いていますので、多分、大体競技というのは床が大事ではないかと思うので、その辺は考慮してください。

委員 私、素人でわからないんですが、あれ、床というのは基準があるんですか。例えば、ピンポンやなんかのボールは、落としてここまではね返ったやつが合格とかいうのはあるわけでしょう。

委員 床は、ないです。

委員 ボールの方にあります。どのぐらいはねるかって、ボールの方についています。

委員 競技によっては、ありますけれども、体育館の床というのではないはずですよ。

委員 ダンスをやるときに、どうしても、そこの、いわゆる平らのではやらないでしょう。これが、布をつけてやっても傷つくんですよ。床の質にもよるんだけれど。床に傷がつくと、どうしてもボールがイレギュラーしてしまうから、また球技の方がいやがるんです。それで、全国大会やなんかやる場合には、床というのすごく大事。今おっしゃるように、床ってすごく大事だから、そこのところ、かなり注意しないと。片方は使えるけれど、片方使えなくなってしまうということがないように。立川の泉体育館が、よくNHKのダンスをやるんですよ。あそこは、上に全部床を敷いてやっているんです、上に。だから、あのままは使わせてないんですよ。あれを敷くということは、すごいお金がかかるんだけれど、相手がNHKだからやっているんだけれども、そのくらい神経を使ってやらないと、今度はボール球技の方が、いやがってしまうんですよ。だから、そこをきちんとやっていかないとね。最初が肝心ですから。

事務局 今、委員が言われたとおりで、当然、そういう可能性が見受けられるという場合には、きちんと床を養生するシートを敷くとかという、それは条件にしなければいけないだろうと思っています。また、全国大会レベルになりますと、体操競技なんかもそうですが、もう、きちんと上に敷く形が今多くなってきておりますので、そういった条件を示していくようなのかなとは思っています。

委員 私が聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、さっきのキッズルームと絡めて、保健室、救護室のようなたぐいのものは、ありましたか。

事務局 図面の中にはお示ししてございませんが、それがなければ、やはり体育館として機能しないと思いますので。

澤本委員長 ちょっと話が外れてしまいますけれど、アーチェリーからよく出ているんです、要望が。競技場を使わせてくれと。市役所側は、危険だからだめだという理由なんですよ。ところが、よその町では、屋外でやっているらしいんですよ。それもちょっと考慮してもらえば、よそへ行かなくても競技場があるんだから、競技場でやれば問題は解決。

委員 競技場って、陸上競技場ですよ。

事務局 ですから、結局、矢とか外に飛ぶのは危ないので、それはアーチェリーの方にも話をしましたけれど、要するにそういう安全対策は万全にして、関係者以外は立ち入らないような条件でもって、たしかことしの11月3日だったか、お貸ししたという経緯があります。そんなことがありますので、恐らく、その方向がうまくいけば、そういう方向をしばらく続けても私はいいのかなとは思っております。要するに安全対策さえ万全にしていれば。

澤本委員長 ともかく、この新しい体育館の中にできなかった競技が、不満があるということはあるかなんですよ。

事務局 パブリックコメントに対する回答を、ここで御審議いただいた回答を公表いたしましたので、そういったリアクションが会長のところに行ったのかと思いますけれども、あのときの議論の中で、必要か必要でないかと、そういう話であれば必要だと。ただし、順番を追って必要なものからやっていくんだと、そういう御議論をいただいたと記憶しておりますので。ですから、今は、これで我慢するしかない。後どうなるかという部分で、また考えていかなければいけないことだというふうに、この審議会の中で結論づいているものだと記憶しております。

澤本委員長 大体これで、提案事項は審議できましたね。きょうは、大変長時間にわたりましたありがとうございます。これをもちまして、審議会を終わります。

次回の本委員会の日程については、事務局において調整の上、改めて連絡いたします。

先ほど、事務局からの話ですと、1月に微調整をするというような話がありましたので、恐らく1月にはあると思いますが、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

その他、報告事項等ありますか。

なければ、以上で本日のスポーツ審議会を終了いたします。きょうは御苦労さまでした。

【午後9時00分閉会】